



Tokushima keikyo

徳島経協

新春号

No.122

2025.1/令和7年1月

徳島県経営者協会会報



謹賀新年

目 次

(1) 林 香与子 徳島県経営者協会会長 年頭ご挨拶	1
(2) 十倉 雅和 経団連会長 新年メッセージ	2
(3) 後藤田 正純 徳島県知事 新年のご挨拶	3
(4) 竹中 郁子 徳島労働局長 新年のご挨拶	4
(5) 2025年トップ経営者は語る	5
(6) 令和6年度第2回理事会を開催	8
(7) 経済5団体主催新年祝賀会を開催	10
(8) 「県外先進企業視察研修」を実施（労務担当者“あい”レディース部会合同）	11
(9) 第1回四国女性活躍フォーラムへの参加（労務担当者“あい”レディース部会合同）	12
(10) 徳島県公立高等学校教員対象「企業見学バスツアー」への協力	13
(11) 第49回会員親睦ゴルフコンペを開催	14
(12) 日本経団連「2024年末賞与・一時金 大手企業業種別妥結結果」	15
(13) 労働情報・雇用失業情勢	16
(14) 会員名簿の訂正、業務日誌・行事予定	17
(15) 労働法の基礎Q&A	18
(16) 公益財団法人 産業雇用安定センターのご案内	24
(17) 会員拡大についてお願い、会報への広告掲載を募集	
(18) 迎春、編集発行	



年頭ご挨拶

徳島県経営者協会 会長 林 香与子

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆さまにおかれましては、よき新春をお迎えのことと、お喜び申し上げます。

さて、皆さまにとって昨年令和6年はどのような一年だったでしょうか。長かった新型コロナウイルスとの戦いは終わりましたが、今度は元々私達が抱えていた諸問題と向き合うことになった一年だったと言えるのではないのでしょうか。政治の世界では、秋に行われた衆議院選挙は与党の過半数割れという結果となりました。

また、アメリカではトランプ前大統領がホワイトハウスにカムバックすることになりました。このような出来事は私達の社会経済システムが大きな転換期を迎えつつあることを示唆しているかのように感じております。円安や燃料、原材料高による諸物価の高騰は止まることを知らず、会員の皆さまにおかれましても、日夜苦慮されてきたのではないのでしょうか。

一方、スポーツの世界では、パリ五輪における日本人選手の躍動、MLBにおける大谷翔平選手の2年連続のMVP受賞等、同じ日本人として世界に向けて誇らしく思えるような、そして希望と勇気を与えてくれる活躍が印象に残った一年だったと思っております。

ここ徳島におきましては、11月1日より全国トップの84円の引き上げの結果、最低賃金が980円となりましたが、これは経営環境の悪化に繋がりがねないものである一方、優秀な人材確保に繋がるものではないかと考えております。また、11月16日より運航が開始された香港直行便に続き、12月26日の韓国直行便の就航と併せて、徳島経済に新たな展開を与えてくれるものと期待しております。

令和7年は干支で言うと「乙巳（きのと・み）」に当たります。「乙」はしなやかに伸びゆく草木のことで、柔軟さや適応力を意味すると言われております。そして、「巳」は勿論、縁起のいいものとされていますが、脱皮を繰り返し成長していく姿は、過去から脱却し変化を重ねながら成長していくという、今こそ私達に求められているものを象徴しているかのように思えます。本年の干支にあやかって、しなやかに、したたかに、日本経済も企業全体も老いることなく、不老長寿の道を歩んでいけることを願っております。会員の皆さまにおかれましても、まずは健康に留意していただくとともに、よき変化を繰り返し成長し続ける一年にさせていただけますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



公正・公平で持続可能な社会を目指して —経団連会長新年メッセージ—

一般社団法人 日本経済団体連合会

会長 十 倉 雅 和

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

はじめに、昨年、能登半島における元日の地震ならびに9月の記録的豪雨により亡くなられた方々に心から哀悼の誠をささげるとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。昨年4月、そして11月に経団連幹部と共に被災地を訪問し、能登の復旧・復興への思いを新たにしました。被災された方々に寄り添った支援に引き続き取り組んでまいります。

さて、日本経済は、約30年ぶりの高水準の賃金引上げや100兆円を超える設備投資に支えられ、GDP600兆円突破に象徴されるように成長への着実な歩みを進めている。この機を逃さず官民の連携をこれまで以上に強化し、「成長と分配の好循環」の継続に取り組んでいく。

成長には、イノベーション創出や地方経済の活性化はもちろん、グリーントランスフォーメーション（GX）推進が欠かせない。そのためにGX推進の基盤となる安価なエネルギーの安定供給の確保が待ったなしの課題である。再生可能エネルギーを最大限活用しつつ、既存原発の再稼働に加えて高速炉、高温ガス炉、核融合等次世代革新炉の開発を含めた核エネルギーの利活用が急務である。同時にバックエンドの問題にも取り組む必要がある。

分配には、賃金引上げのモメンタムの維持・強化に向けて、2023年を「起点」の年、2024年を「加速」の年と位置付け、2025年はこの流れを「定着」させる年にしていきたい。賃金引上げを消費につなげるには国民が抱える将来不安の払拭が必要であり、そのためには、給付と負担の将来見通しを踏まえ、全世代型社会保障の構築を進め、ひいては税と社会保障の一体改革が求められる。

昨年から続く混とんとした時代を迎える中、わが国が進むべき道について中長期ビジョンが求められていると考え、今般「FUTURE DESIGN 2040」を策定した。わが国は、「人口減少・少子高齢化」と「資源を持たない島国」という二つの克服すべき大きな課題に直面している。こうした中、わが国は「科学技術立国」「貿易・投資立国」を目指す。そして、その基盤となるのが公正・公平で持続可能な社会と考える。この実現に向けて、先ほど申し上げた全世代型社会保障や環境エネルギーなど六つの施策を提案した。

4月にはいよいよ大阪・関西万博が開幕する。ぜひとも多くの皆さまに足を運んでいただきたい。

就任以来一貫して掲げてきた「社会性の視座」のもと、「成長と分配の好循環」の実現に向けて精力的に取り組んでいく。皆さまのご理解と一層のご支援をお願い申し上げます。



新年のご挨拶

徳島県知事 後藤田 正 純

新年明けましておめでとうございます。

徳島県経営者協会の皆様におかれては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げますとともに、日頃より、県政各般にわたり、格別の御理解、御協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

今まさに地方の正念場、「地方創生戦国時代」のまっただ中との認識の下、私は知事就任以来、県民の皆様とビジョンや政策の共有を図りながら、前例踏襲を打破し、県民目線と現場主義で、新次元の政策実現に全力で取り組んでまいりました。

「未来に引き継げる徳島の実現」を基本理念とする、新たな県政運営指針「徳島新未来創生総合計画」では、若者をはじめ誰もが「ずっと居りたい」、一度離れても「いつも帰りたい」、国内外の方々が「みんな行きたい」を徳島県の目指す姿として掲げ、これらを実現するため、「安心度」「魅力度」「透明度」を高めることをミッションとしています。

この計画に基づき、スピード感を持って成果を上げるべく施策を展開し、去年は、

- ・全国最大の上げ幅となる「最低賃金の引上げ」
- ・徳島と香港及び韓国を乗り換えなしで結ぶ通年の「国際定期便2路線の就航」
- ・「東京ディズニーリゾート®スペシャルパレード」も参加した「徳島おどりフェスタの開催」などを実現することができました。

こうした新次元の政策を加速させ、県民の皆様は徳島新時代を一層実感いただけるよう、本年も全国・世界に目を向け、最良の事例を学び、「徳島モデル」となる施策を作り上げるとともに、地域経済の好循環を生み出し、持続可能な県勢発展につながる施策を重点的に実施してまいります。

具体的には、

- ・労働力不足の解消に向けた「持続的な賃金引上げの促進」や「生産性向上の支援」
- ・タイ政府機関と締結した経済連携覚書や新設した地域商社「徳島県産業国際化支援機構」を原動力とする「企業の海外展開支援・輸出拡大」
- ・新たに就航した国際定期便はもとより、本県が参画する「2025年大阪・関西万博」や四国初開催となる「食育推進全国大会 in TOKUSHIMA」を活用した「観光振興」
- ・県市協調による「県都のまちづくり」
- ・蓄電池産業の世界的な成長を見据えた「バッテリーバレイ構想」の推進や国内最大規模の宇宙分野の国際会議「ISTS 徳島大会」開催を契機とした「産業振興」などを進めます。

また、県勢発展の基盤となる安心度の向上に向け、

- ・本県こども施策の新たな道しるべ「徳島県こども計画」に基づく「こどもと子育ての支援」
 - ・大規模災害に備えた生活・産業インフラの整備による「県土の強靱化・レジリエンス（回復力）の確保」
- などに取り組みます。

「地方創生戦国時代」を本県が勝ち抜くためには、この2、3年が重要であると考えており、さらにギアを上げ、フルスイングで積極果敢に挑戦してまいりますので、一緒に新時代を切り開いていきましょう。



新年のご挨拶

徳島労働局長 竹中郁子

新年あけましておめでとうございます。徳島県経営者協会並びに会員の皆様には、お健やかに新年迎えられましたこととお喜び申し上げます。

また、日ごろより徳島労働局の労働行政の推進に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、徳島県においては、昨年11月1日より新たな最低賃金が発効し、時間給980円となっておりますが、この改正額については、徳島地方最低賃金審議会において真摯にご議論いただいた結果、徳島県の経済的な立ち位置にふさわしい額を答申いただいたものと受け止めております。

しかしながら、過去にない、かつ全国でも類を見ない大幅な引き上げ額であることから、徳島労働局では、改定後の最低賃金額の周知及び確実な履行確保に最善を尽くしております。併せて、企業に対する賃金引上げ支援、とりわけ業務改善助成金の活用促進に全力で取り組んでおります。

また、労働環境の改善については、企業の置かれている実情に配慮しつつ、長時間労働の抑制及び過重労働の解消に向けた監督指導の徹底を図るとともに、行動災害防止等を重点とした「徳島第14次労働災害防止推進計画」を推進するほか、労災補償業務の迅速・適正な運用や非正規労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の実現などに重点的に取り組んでおります。

一方、徳島県の雇用失業情勢を見ますと、徳島県内の有効求人倍率については1.1倍台の前半で推移しており、求人は緩やかに減少している状況にあります。

ただし全体的な傾向としては、生産年齢人口の減少等に伴い、県内企業の多数を占める中小企業をはじめとして、多くの職種において人手不足の状況となっており、とりわけ医療、介護、保育、建設、警備、運輸分野等の職種については、人材不足感が顕著な状況にあります。そこで、人手不足感が高まる企業への支援として、賃金面を含め、求職者ニーズに応じた求人条件の見直しを促すとともに、求人内容の充実を図る等、企業の人材確保・その定着にウエイトを置いた支援を進めているところです。

また、社会全体の労働力確保が大きな課題となっている現状においては、働くことを希望する方が可能な限り働くことのできる環境づくりが重要となっております。その中でも、社会保険の適用による収入の減少を意識し就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応が求められており、現在、制度の見直しについて議論が進められているところですが、当面の対応として、令和5年10月に創設されたキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」をはじめとする「年収の壁・支援強化パッケージ」を推進しているところです。

さらに、労働力確保に向けては多様な人材の活躍促進も重要です。そのため、希望に応じて男女とも仕事と育児等を両立できる社会を実現することや、増加しているフリーランスの方が安心して働ける環境を整備することを目指して、「改正育児・介護休業法」や「フリーランス・事業者間取引適正化等法」を、あらゆる機会を通じて周知することとしております。

このような各種対策を進め、さまざまな課題を解決するには、皆様方のお力添えが必要です。今後ともなお一層のご理解とご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

結びに、徳島県経営者協会並びに会員の皆様方の益々のご繁栄とご発展、ご健勝をご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

2025年トップ経営者は語る

板東副会長 (株徳島大正銀行代表取締役頭取)



【今年の抱負】

新年あけましておめでとうございます。

当行は、徳島大正銀行として本年1月1日をもって、満5周年を迎えることができました。これも会員企業さまをはじめとしたお客さま、取引先や関係機関の皆様のご理解とご協力のお陰と深く感謝する次第でございます。

昨年は、コロナ禍明けの本格的な旅行者増加をはじめ、17年ぶりに金利のある世界が到来し、新たな経済成長への一步を踏み出しました。一方で、ウクライナ・中東での戦争や紛争、年後半には、少数与党となつての石破政権の発足、また、近隣の韓国や欧州で政治的混乱もありました。そして、いよいよ米国ではトランプ大統領が就任となります。

乙巳は「大変化の年」といわれています。皆様にとって「良い変化」となることを祈念し、副会長として、これまで以上に積極的に協会事業に向き合うことで、地域のさらなる発展に貢献できるよう取り組んで参ります。

高畑副会長 (株ときわ代表取締役社長)



【今年の抱負】

会員の皆さま、新年あけましておめでとうございます。

昨年は混沌とした世界情勢や政治、災害のニュースが溢れ、先行きの不透明さや正解のない未来への息苦しさを感じた方も多い1年だったのではないのでしょうか。

こんな時代だからこそ、アナログではありますが今年は温度感のあるコミュニケーションをとっていくことを私自身の目標の一つに掲げています。社員やお客様の声を聞き、直接対話することで長く「つながり、つなげる」1年にしたいと思っています。

今年は蛇年。「ここまで」と無意識に決めていた枠を外し、脱皮しながら強く成長する蛇のように、経営者協会副会長としても会員の皆様とともに新たな取り組みや変化に前向きに挑戦し、実を結ぶ1年にしていきたいと思っています。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

鳥井副会長 (日亜化学工業(株)常勤監査役)



〔今年の抱負〕

日本では昨年の10月に石破内閣が発足し、即衆議院の解散総選挙が行われました。結果は与党の大敗で自公が少数与党となり、この影響で年収103万円の壁が引き上げられることになりました。徳島では11月から最低賃金が980円に大幅に引き上げられました。これらは今後の会社経営に影響することは間違いありません。

海外では、アメリカの次期大統領にトランプ氏が再選されました。ロシアとウクライナの戦争の先行きも見通せないし、イスラエルのハマスせん滅を目指したガザ地区への進行も先行き不透明です。ロシアの後ろ盾が弱くなったシリアのアサド政権が崩壊し、民主化が進むことが期待されます。

今年は、1月のトランプ氏の大統領就任に伴うアメリカ第一主義により関税を含む貿易に関する障壁が強化されることは間違いないでしょう。また、中国の覇権主義も衰えることはないでしょう。北朝鮮のウクライナ進行への協力も今後の世界情勢を不穏にすることは間違いありません。

こんな状況ではありますが今年は巳年。乙巳の年は、新しいものが生まれ、成長していく年と言われています。関西万博を契機にして新しい風が徳島にも吹くことを期待したいと思います。

中村副会長 ((福)健祥会常務理事)



〔今年の抱負〕

明けましておめでとうございます

復興進まぬ能登に想いを馳せながら新しい年を迎えました。自然災害にも感染症にも備えを怠れぬ昨今であり、医療福祉に携わる私どもグループには、なおさらリスクマネジメントの有り様が大きく問われています。

徳島においては、更なる人口減少、労働力不足の中、昨年は最低賃金が全国一の引上げ額となりました。このモメンタムを経済浮揚につなげていかねばなりません。一方であらゆる物価が高騰し、どの企業も厳しい経営を強いられる現状にあって、生産性と品質の向上による競争力の強化こそが難局を生き抜く道であります。覚悟をもった意識変革により、成果を伴う実践の年にしたいものです。

私どもの事業は一つの小さな保育園から始まりました。原点であるその園が、今春新築移転し生まれ変わります。折りしも巳年。グループをあげて固定概念からの脱却と新たな価値の創造を図ってまいります決意です。

徳島が次なるステージへと向かって行けますよう、本年もどうぞよろしく願いいたします。

川上 副会長 (四国電力株常務執行役員徳島支店長)



【今年の抱負】

新年、明けましておめでとうございます。

昨年、日本経済は回復基調で推移し、バブル期以来の株価・賃上げが実現するなど、長く続いたデフレからの脱却がようやく視野に入った1年でした。本年は、マイナス金利政策の解除等により、行き過ぎた円安が修正され、さらにDX投資等を通じて生産性の向上が図られることで、物価高や人手不足の問題が緩和し、本格的な成長につながることを期待しています。

一方、昨年は、自然災害が多い年でした。四国周辺でも、4月に豊後水道、8月には日向灘を震源とする震度6弱の地震が発生しました。幸い徳島では被害はありませんでしたが、災害は、いつ、どこで起こるか、わかりません。弊社は、四国のエネルギー供給を支える責任ある事業者として、いざという時に備え、ハード・ソフトの両面から災害対応力の一層の向上を図り、電力の安定供給に努めてまいります。

本年も、どうかよろしく願いいたします。



令和6年度第2回理事会を開催

～ 上期事業・決算を審査、承認 ～

令和6年度第2回理事会は、12月11日(水)、徳島グランヴィリオホテルに於いて、理事18名が出席し開催されました。

冒頭、林会長の挨拶に続いて、規約第9条に基づき林会長が議長となり議案の審議に入りました。

第1号議案 令和6年度上半期事業報告及び収支報告の件

資料に基づき脇田専務理事から説明があり、審議の上、原案通り承認されました。

次に、報告事項として「徳島県最低賃金の改定決定について」事務局から説明があり、質疑応答を行いました。理事からは「今後とも経営側にとって、厳しい局面が予想される。」等の意見がありました。

最後に、事務局から新規会員の推薦をお願いし、理事会は終了しました。

理事会で挨拶する林会長



理事会の様子



理事会に引き続き行われた特別講演会は、四国電力株式会社取締役社長社長執行役員 宮本 喜弘氏を講師に迎え、「四国電力グループの次世代に向けた取り組み～カーボンニュートラルへの挑戦とDXの推進～」と題し、ご講演いただきました。

宮本氏は、徳島県阿波市出身の61歳で、1985年4月に四国電力株式会社に入社され、2024年6月から同社 取締役社長社長執行役員に就任されております。

講演では、よんでんグループが、エネルギー供給を支える責任ある事業者として、「電源の低炭素化・脱炭素化」と「電気エネルギーのさらなる活用の推進」を通じて、2050年カーボンニュートラルへ挑戦していくことで、持続可能な社会の実現に貢献していく。

また、デジタル技術を活用して業務やビジネスを変革するデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、効率化の深掘りや革新的サービスの創出などにより、競争力強化と新たな価値創造の実現を目指している。

それらの取り組みについて、詳しく解説いただきました。

講演会終了後には交流会が開かれ、宮本社長も交えて、親しくご歓談されるとともに、会員相互の親睦が和やかに図られました。

講師：宮本 喜弘氏



講演会の様子



交流会の様子



経済5団体主催 新年祝賀会を開催

新春1月7日（火）、あわぎんホールに於いて、令和7年「経済5団体新年祝賀会」が約320名の参加者を迎え盛大に開催されました。

祝賀会冒頭、主催者を代表して徳島県経営者協会の林香与子会長が「脱皮を繰り返す已は復活や再生の象徴。日本の再生、イノベーションが始まる年になってほしい。また、大阪・関西万博が、香港・韓国直行便の就航と併せて、徳島経済に新たな展開を与えてくれるものと期待しております。」と挨拶されました。

続いて、後藤田正純徳島県知事、遠藤彰良徳島市長が祝辞を述べられました。

祝賀会は会食を行わない形式で、最後に河村保彦徳島大学学長による手締めにより、地域経済の発展を祈願してお開きとなりました。

経済5団体主催者代表



主催者代表挨拶 林香与子会長



来賓祝辞 徳島県知事 後藤田正純様



来賓祝辞 徳島市長 遠藤彰良様



手締め 徳島大学 河村保彦学長



来賓との記念撮影



県外先進企業視察研修を実施 労務担当者部会 & “あい” レディース部会

労務担当者部会と“あい”レディース部会は、11月15日（金）～16日（土）の日程で、「県外先進企業視察研修」を実施しました。

「東海バネ工業株式会社」は本社が大阪市にあり、高品質かつ高難度の「ばね」を制作する専門メーカーで、創業約90年になる社員100名ほどの会社です。今回視察した工場は、コウノトリで知られる兵庫県豊岡市にあり、日本ものづくり大賞を始め数々の賞を受賞しています。また、兵庫県の中核企業として経済産業省の「地域未来牽引企業」にも選定されています。

バネを作る「職人技」を大切にし、1～5本という超微量の生産数であっても高品質なばねを供給できる独自の仕組みがあり、手作りでなければ作れない完全受注の高品質ばねは、多数の国家資格を保持する社員によって、日々、生産されています。

「非効率を価値に替える」という会社方針のもと、お客様のすべてのお困りごとに応えるため、東海バネには「作れません」という言葉はないと言い切り、単品注文・オーダーメイドにこだわって生産しています。会社のためでなく、お客様に喜んでいただくために仕事をしている社員の顔が、とてもイキイキしていたのが印象的でした。

東海バネ工業（株） 夏目代表取締役



豊岡市立コウノトリ文化館見学

第1回四国女性活躍フォーラム (第4回阿波女活躍サミット)に参加 労務担当者部会 & “あい”レディース部会

四国経済連合会と徳島経済同友会の主催により、「第1回四国女性活躍フォーラム兼第4回阿波女活躍サミット」が、12月9日(月)阿波観光ホテルに於いて開催されました。

女性がいきいきと活躍できる環境を創出し、徳島県の経済活性化を推進することを目的に、阿波女サミットとしては4回目の開催となります。女性社員の中長期的なキャリア形成について男性上司と女性部下が本音で向き合いディスカッションをするワークショップがメインとなることから、労務担当者部会との合同で参加しました。

主催者を代表して四経連の長岡副会長(徳島経済同友会代表幹事)が開会挨拶の後、阿波女活躍・ダイバーシティ推進委員会による活動の紹介がありました。続いて、神山まると高専クリエイティブディレクター村山海優氏による「組織カルチャーと多様性」と題した基調講演があり、村山氏からは「挑戦を応援する組織カルチャーが大切だ。応援されればさらに挑戦者が増えて好循環につながる。」など神山まると高専で学んだ実例を交えたお話がありました。

第二部のワークショップでは、男性上司と女性部下が共に、ワークとライフの両立を図りながら、業務で成果を上げつつキャリア形成を図っていくため、参加企業で課題等を洗い出し、アイコンシャス・バイアスへの気付きを得て、解決策・対応策について議論を深めました。

続いて行われた懇親交流会では、フリートークでさらに盛り上がっていました。

主催者開会挨拶



阿波女活躍プロジェクトの紹介



講師：神山まると高専 村山海優氏



ワークショップの様子



徳島県公立高等学校教員対象 「企業見学バスツアー」への協力

徳島県教育委員会の要請を受け、県内の公立高等学校の教員を対象とした「企業見学バスツアー」開催に協力しました。

これは、学校におけるキャリア教育を推進するための一環として県内企業見学を実施し、経営者や人事担当者等から企業の良さや強みを含めた企業活動の現状を教わることにより、県内企業に対する理解を深めるとともに、生徒の職業観や勤労観を育成するための指導方針の構築を図ることを目的として、平成26年より実施しているものです。

当協会としても、県内の企業について、キャリア教育担当教員に理解を深めていただくために、受入れ先企業をご紹介するとともに当日の見学会に同行しております。

今回は、「阿波スピンドル株式会社」と「株式会社ゴール徳島工場」の2社を見学し、両社の経営者及び人事担当者等から、会社概要や経営方針、求める人材像などについて丁寧に説明をしていただきました。

当日（12月5日）の参加者は、29校から教員29名で、阿波スピンドル株式会社では本社工場内の製造ラインの見学、また、株式会社ゴール徳島工場では、勝手口錠、面付錠等の製造ラインを担当者の説明を受けながら見学しました。

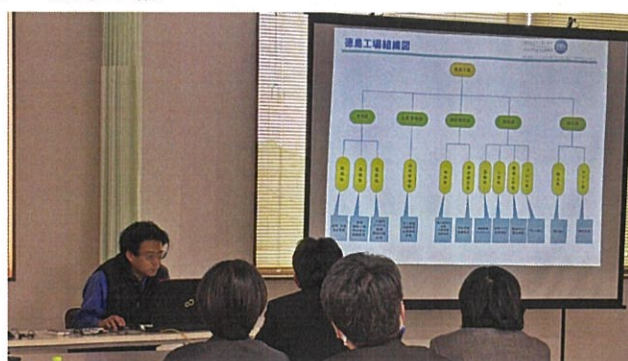
参加された先生方からは、「生徒が社会とのつながりを考える指導を進めるうえで多くの情報を得る良い機会となった。」「企業の方から生の声を聞かせていただき、生徒に自信を持って説明することができる。」など有意義な機会となったとの声を多くいただきました。

〈見学を受け入れていただいた企業〉

（阿波スピンドル株式会社）



（株式会社ゴール 徳島工場）



第49回会員親睦ゴルフコンペを開催

会員相互の親睦と健康増進を深めることを目的に「会員親睦ゴルフコンペ」を開催しております。第49回の今回は、12月14日（土）に「タカガワ東徳島ゴルフ倶楽部」に於いて、4組11名の参加で開催されました。

当日は、冬らしい寒さの中ではありましたが、実力を如何なく発揮されました柿内愼市様が優勝の栄冠に輝かれ、優勝賞品と優勝キャップ（帽子）が贈呈されました。

なお、本大会開催にあたりタカガワ東徳島ゴルフ倶楽部様から商品の提供を頂いております。ありがとうございました。

次回は、第50回の記念大会となります。開催が決まり次第にご案内させていただきますので、多数のご支援・ご協力とご参加をお願いいたします。

◆ 結 果 報 告 ◆

優 勝	柿 内 愼 市 様	(株)徳島大正銀行)
準優勝	藤 本 義 弘 様	(徳島トヨタ自動車(株))
3 位	福 山 達 夫 様	(株)Good Practice Partner)

優勝者スピーチをする柿内名誉会長



2024年年末賞与・一時金 大手企業業種別妥結結果(加重平均)

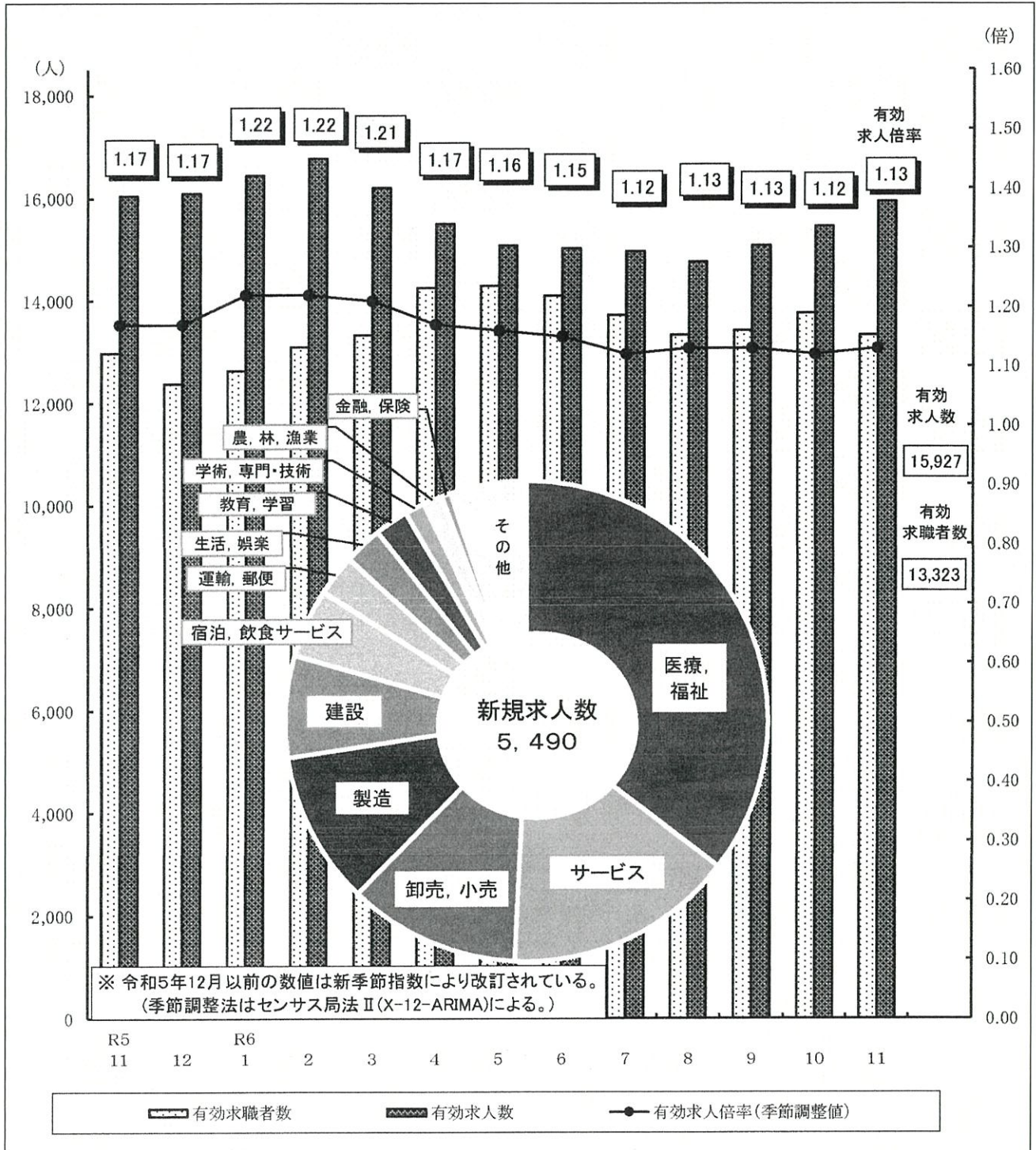
2024年12月26日
(一社)日本経済団体連合会

業 種	2024年 年末			2023年 年末			
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率	
	社	円	%	社	円	%	
非鉄・金属	13	819,230	0.67	13	813,747	△ 0.64	
食 品	7	1,179,908	5.88	8	1,114,338	19.92	
織 維	14	855,241	7.15	15	798,181	△ 2.73	
紙・パルプ	6	735,193	9.12	6	673,768	△ 3.33	
印 刷	2	819,430	2.84	3	796,827	3.93	
化 学	30 (従)	847,581	△ 1.71	31	862,360	△ 7.95	
ゴ ム	5	881,671	3.25	5	853,913	1.14	
石 油	1	—	—	0	—	—	
セ メ ン ト	6	749,401	3.27	5	725,646	△ 2.48	
鉄 鋼	8	1,000,992	2.78	8	973,946	△ 4.32	
機 械 金 属	2	1,193,229	5.85	3	1,127,336	14.83	
電 機	9 (従)	980,620	2.53	12	956,448	0.18	
自 動 車	12	1,011,617	2.74	13	984,619	6.03	
造 船	11 (従)	1,057,109	4.38	9	1,012,763	13.81	
建 設	3 (従)	1,627,506	20.48	5 (従)	1,350,798	8.26	
商 業	3 (従)	946,266	△ 5.17	2 (従)	997,839	10.30	
鉄 道	14 (従)	871,511	9.30	13 (従)	797,338	9.58	
[民 鉄] [9]	(従)	841,041	[7.38]	[9]	(従)	783,215	[3.65]
[J R] [5]	(従)	884,422	[10.07]	[4]	(従)	803,489	[12.29]
貨 物 運 送	1	—	△ 6.42	1	—	—	
電 力	8	840,480	11.54	7	753,522	△ 0.93	
情 報 通 信	4	910,821	3.14	4	883,134	7.03	
航 空	2	759,364	—	0	—	—	
総 平 均	社 161	円 925,545 (832,265)	% 2.11 (0.70)	社 163	円 906,413 (826,490)	% 1.37 (0.37)	
製 造 業 平 均	126	960,054 (832,481)	2.52 (1.04)	131	936,428 (823,923)	2.26 (0.74)	
非 製 造 業 平 均	35	847,549 (831,487)	2.35 (△ 0.66)	32	828,122 (836,997)	△ 0.48 (△ 0.96)	

- (注) 1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社
 2) 22業種172社(70.5%)の妥結を把握しているが、うち11社は平均額不明などのため集計より除外
 3) 平均欄の()内は、一社あたりの単純平均
 4) (従)は従業員平均の数値を含む
 5) 増減率の△印はマイナスを示す
 6) 集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
 7) 2023年年末の数値は、2023年12月26日付集計結果
 8) 「増減率(%)」は、前年公表値との比較により算定
 9) 商業の増減率は、前年と集計企業が異なる影響が特に大きいことに留意が必要

労働情報 雇用失業情勢

(令和6年11月)



※ 毎月最新の雇用失業情勢は徳島県経営者協会ホームページ内、関係機関からのお知らせに掲載しておりますのでご覧下さい。 URL <https://www.tokushima-keikyo.com>

会員名簿の訂正

下記のとおり変更になりますので、ご訂正願います。(敬称略)

【代表者変更】

(公財)e-とくしま推進財団	理事長	勢井 研
東光(株)	代表取締役社長	佐藤 雅俊

※ 会社名、代表者等のご変更は、経営者協会ホームページ 各種お手続きの変更届にご入力いただくか、直接協会事務局までお知らせ下さい。

お問い合わせ先 経協事務局 (088-625-7701)

業務日誌

1月

- ◇ 7日 賀詞交換会 (あわぎんホール)
- ◇ 7日 経済5団体新年祝賀会 (あわぎんホール/正・副会長他)
- ◇ 7日 正・副会長会議 (あわぎんホール/正・副会長他)
- ◇ 7日 2025連合徳島新年旗開き (徳島グランヴィリオホテル/専務)
- ◇ 9日 令和6年度とくしま地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会 (オンライン/専務)
- ◇ 10日 とくぎんサクセスクラブ (アスティとくしま/会長・次長)
- ◇ 11日 徳島小松島港赤石地区国際物流ターミナル整備事業着工式典 (ミリカホール/次長)
- ◇ 14日 (公財) 徳島県勤労者福祉ネットワーク「2025新春の集い」 (徳島グランヴィリオホテル/専務)
- ◇ 14日 四国新年交流会 (高松国際ホテル/川上副会長)
- ◇ 20日 とくしま大学振興・若者雇用創出推進会議 (徳島大学/会長・専務)
- ◇ 20日 第2回徳島雇用政策協議会 (未定/会長・専務)
- ◇ 21日 経団連幹事会 (オンライン/会長)
- ◇ 22日 e-とくしまビジネスセミナー及び会員情報交流会 (ホテルパークウエストン/専務)
- ◇ 22日 令和7年徳島商工会議所新年賀会 (JRホテルクレメント徳島/川上副会長)
- ◇ 24日 勤労者福祉ネットワーク中期ビジョン2030策定委員会 (労働福祉会館/専務)
- ◇ 24日 令和6年度事業所サービス講座 (徳島県発達障がい者総合支援センター/事業担当)
- ◇ 24日 社会保険労務士会 令和7年賀詞交歓会 (サンシャイン徳島アネックス/専務)
- ◇ 27日 徳島新卒者人材確保推進本部会合 (徳島地方合同庁舎6階会議室/専務)
- ◇ 27日 徳島機械金属工業会 令和7年新年互礼会 (ホテルパークウエストン/専務)
- ◇ 30日 R6年度消費者志向自主宣言フォローアップセミナー (徳島グランヴィリオホテル/事業担当)

行事予定

2月

- ◇ 11日 建国記念の日
- ◇ 14日 正・副会長会議 (徳島経済産業会館/正・副会長他)
- ◇ 14日 春季労使交渉・協議対策講演会 (徳島経済産業会館/正・副会長他)
- ◇ 20日 令和6年度徳島地方労働審議会労働災害防止部会 (徳島地方合同庁舎/専務)
- ◇ 25日 四国大学スポーツ人材育成プロジェクト情報交換会 (JRホテルクレメント徳島/専務)
- ◇ 26日 地域職業能力開発促進協議会 (徳島労働局6階会議室/専務)

(毎月第2・4木曜日労働委員会定例総会 労働委員会室/専務理事)

労働法の基礎 Q & A

相談室 Q&A (1)

懲戒関係

Q

私生活上の非違行為に対する懲戒処分において、
どのような考え方で量定を決めればよいか

先日、報道をきっかけに、当社の商品開発部長によるプライベートの不貞行為が発覚しました。就業規則では「私生活上の非違行為により会社の名誉・信用を損ない、または会社に損害を及ぼした場合」を懲戒事由とし、情状に応じて譴責から懲戒解雇までを処分内容として定めています。こうした私生活上の非違行為に対して懲戒処分を科す場合、どのような考え方で量定を決定すればよいでしょうか。（愛知県 Y社）

A

プライベートの不貞行為が懲戒処分の対象となるのは、
企業運営に具体的な影響を与えている場合に限られる

回答者 吉村雄二郎 よしむら ゆうじろう 弁護士(吉村労働再生法律事務所)

1. 私生活上の非違行為と懲戒処分

多くの企業では、「不名誉な行為をして会社の体面を汚したとき」といった会社の名誉や信用を傷つける行為を、懲戒事由として就業規則に定めています。このような条項は、従業員の私生活における非行に対して適用されます。

しかし、労働契約は使用者が事業を円滑に進めるために必要な範囲での規律と秩序を定めることを認めているものの、従業員の私生活全般に会社が介入する権利を与えるものではありません。そのため、従業員の私生活上の非違行為については、原則として懲戒処分の対象とはならず、例外的に、従業員の私生活における行為のうち、使用者の事業活動に直接関係がある場合か、使用者の社会的評価を損なう可能性がある場合に限り、懲戒処分の対象となるケースがあります（日本鋼管事件 最高裁二小 昭49. 3.15判決など）。

2. 不貞行為と懲戒処分の可否

[1] 基本的な考え方

社員の恋愛関係も私的領域の行為であり、原則

として懲戒処分の対象とはできません。このことは配偶者のある者を相手とする、あるいは自らに配偶者がいながら配偶者以外の者と恋愛関係となる、いわゆる「不貞」の場合でも同様です。不貞は一般的に望ましくないとされ、配偶者に対する不法行為となる可能性がありますが、通常は、懲戒処分の対象とはなりません。

[2] 懲戒処分の対象となり得る場合

ただし、不貞行為が使用者の企業秩序を乱している場合は、懲戒処分の対象となることがあります。

裁判例（繁機工設備事件 旭川地裁 平元.12.27 判決）では、独身の女性事務員が既婚の男性社員と不貞関係を継続していることが「素行不良で職場の風紀・秩序を乱した」という懲戒事由に該当するとして懲戒解雇された事案があります。裁判所は、不貞関係が社会的に非難される可能性があることを認めつつも、「職場の風紀・秩序を乱した」という懲戒事由は、会社の企業運営に具体的な影響を与える場合に限定されるべきだと判示し

ました。そして、二人の行動が他の従業員や取引先の噂になり、男性社員の妻からも苦情が寄せられたことが認定されましたが、当事者の地位や職務内容、交際の態様、会社の規模・業態などを考慮しても、企業運営に具体的な影響を与えたと認められないとして、懲戒解雇を無効としました。

この裁判例では、結論的には懲戒解雇を無効としていますが、不貞行為であっても、企業運営に影響を与える場合は一定の懲戒処分が可能であることを示唆しているといえます。

もっとも、企業運営に影響を与えているとしても、まずは助言や厳重注意を行い、改善が見られなければ譴責などの軽い懲戒処分を行うことが一般的であると考えられます。

3. 不貞行為への懲戒処分の量定

[1] 懲戒処分の相当性判断基準

懲戒処分の量定は、労働者の行為の態様・動機、業務に及ぼした影響、損害の程度のほか、労働者の反省の態度・情状・過去の処分歴などの諸事情を総合考慮して判断されます。

[2] 不貞行為の場合の考慮要素

以下のような要素を総合的に考慮し、懲戒処分の可否や量定を決定します。

(1) 当事者の地位と職務内容

不貞行為の当事者が上司と部下の関係にある場合、特に上司が立場を利用したとみられる場合は、企業秩序へ重大な悪影響を及ぼしていると判断されます。また、高い倫理性が求められる職務の場合も同様です。裁判例（白頭学院事件 大阪地裁 平 9. 8.29判決）では、私立学校の教員が生徒の母親と不貞関係にあったことを理由とする懲戒解雇について、「教育者たるものには教育者にふさわしい高度の倫理と厳しい自律心が要求されている」とした上、不貞行為は「社会生活上の倫理及び教育者に要求される高度の倫理に反して」と指摘して懲戒解雇を有効としました。

(2) 不貞行為の態様

退社後や休日などのプライベートの時間のみならず、業務時間中や会社施設内で密会していた場合は、企業秩序への悪影響の度合いが高いと評価されます。また、職務上の地位を利用して、不貞相手と出張を設定するなどの職権濫用があった場合は、より重大な規律違反と捉えられます。

(3) 会社の業種や規模

高い倫理性が求められる業種や小規模な会社では、不貞行為による企業秩序への悪影響がより大きくなる傾向があります。

(4) 職場の風紀・秩序への影響

社員間での不貞関係などを職場の同僚が知り得る状況となり、他の従業員の就業環境に悪影響を与えている場合は、職場の規律違反を生じさせていることになります。

(5) 企業運営への影響

不貞行為が社外にも知れ渡ることにより、会社の信用・社会的評価の毀損があった場合は、会社秩序への重大な悪影響があったと判断されます。消防職員と、部下職員の妻との間の性的関係を含む長期間の継続的な不貞関係について、それが一因で部下職員夫婦が離婚し、地元の消防職員や一般市民等にそのスキャンダルが広まり、厳重処分や反省を求める書面、電話などもあったという事実関係の下で、当該消防職員に対する分限免職処分を有効とした事案（日南消防本部事件 宮崎地裁 昭57.11.19判決）があります。

4. ご質問のケースについて

商品開発部長のプライベートでの不貞行為が会社名や役職なども含めて報道されたことにより、広く一般にスキャンダルとして知られ、会社へのクレームや抗議の連絡が多数寄せられる、または、商品の開発・販売や取引先との関係に悪影響が出るなど、企業運営に支障が生じているような場合は、懲戒処分も可能であると考えられます。その際は、3. で示したような具体的な考慮要素を総合的に検討した上で、慎重に懲戒処分を決定する必要があります。

労働法の基礎 Q & A

相談室 Q&A (2)

採用関係

Q

内定者の親に意思を確認する「オヤカク」を行う場合、どのような点に留意すべきか

新卒採用において、内定辞退やトラブルを防ぐ目的で、内定者の親の意思を確認する「オヤカク」の実施を検討しています。しかし、会社が労働契約を締結する対象はあくまで内定者本人であり、その親に対してどうコミュニケーションを取ればよいか分かりません。内定者の親は法律上どのような立場なのか、「オヤカク」を行う際の留意点などを教えてください。
(神奈川県 K社)

A

内定者が未成年であるか否かにより、労働契約の締結に関する親の同意の要否が異なるなど、「オヤカク」を実施する際には幾つかの法的留意点がある

回答者 川畑 大 かわはた まさる 弁護士(のぞみ総合法律事務所)

1.「オヤカク」の法的意味

[1]「オヤカク」の定義とは

「オヤカク」とは、一般的に、新卒採用の内定を出した企業が、内定者の親等の家族に対し、入社
の同意・許可の有無を確認する行為をいいます。
内定者が未成年である場合には、法定代理人（親
権者または後見人。以下、総称して「親権者等」）
に労働契約の締結に関する同意・許可を得る行為
を意味するものと考えられます。

[2]新卒内定者が未成年である場合

親権者等は、18歳未満の未成年者に代わって労働契約を締結してはならないとされているため（労働基準法〔以下、労基法〕58条1項）、労働契約は、内定者本人と締結しなければなりません。また、親権者等の同意・許可を得なくても意思能力がある者によってなされた契約自体は有効に成立します。

もっとも、未成年者との間で親権者等の同意・許可を得ずに契約を締結した場合、有効に成立し

た契約であっても、親権者等は、後日、契約を取り消すことができます（民法5条1項・2項、823条1項）。そこで、親権者等から労働契約を取り消されるリスクを回避するため、内定者本人と労働契約を締結することに加え、「オヤカク」を行い、親権者等の同意を得ておく必要があります。

[3]親権者等の労働契約解除権

次に、労基法58条2項は、労働契約が未成年者の不利となる場合、親権者等は当該契約を内定者の将来に向けて取り消すことができる旨を定めており、同意・許可をした後であっても、同条項に基づき労働契約を解除できます。もっとも、同規定は、未成年者保護のために契約解除権を認めたものであり、未成年者に不利益があるという事実はない中で、親権者等の単なる好き嫌いの感情から行使される契約解除権は、権利濫用として無効になると解されています（倉敷紡績安城工場事件 名古屋地裁 昭37.2.12判決 労民集13巻1号76ページ）。

そのため、あらかじめ親権者等の同意を得ていれば、その後、親権者等が翻意をして契約を解除したい旨を言い出しても、未成年に不利益となる事実がある場合を除き、労働契約を解除されるおそれはないと考えます。この意味でも、新卒内定者が未成年の場合は「オヤカク」を行い、親権者等の同意を取得することが重要です。

[4]新卒内定者が成年である場合

新卒内定者が成年であれば、内定者が未成年の場合のような法的制約はありません。そのため、「オヤカク」を実施し、その同意の取得が必須とまではいえません。一方で、親と内定者本人との間で意見の食い違いがある場合には、内定者が入社を翻意するなど、自社にとって不都合な事態を生じさせる可能性があります。そのため、内定者が自社へ入社することについて、親等の家族から理解を得るように努めることも一法です。

2.「オヤカク」の実施に際しての留意点

「オヤカク」を行う際、親権者や家族の理解を得るため、内定者が自社を志望するに至った動機など、採用の選考過程で知り得た情報に言及することも考えられます。

その情報の中には、例えば、アルバイト歴など、内定者本人が親に知られたくないため隠している情報が含まれている可能性もあります。

内定者の許可を得ないまま、本人が開示を望まない情報に言及した場合には、プライバシー侵害を理由に、不法行為に基づく損害賠償義務などを負う可能性も否定できません。仮に、何らかの賠償義務が発生しなくとも、内定者の心情を害し、内定辞退に発展する可能性もあります。

そこで、事前に、採用選考を通じて取得した情報を親に伝えることの同意を内定者本人から得るほか、仮に知られたくない情報がある場合にはその内容を申し出てほしい旨を伝える必要があります。

3.「オヤカク」を行った結果、

採用選考で内定者から取得した情報が 事実と反することが明らかになった場合

「オヤカク」に際しては、親しか知らない内定者の一面に触れることも想定されます。その内容が内定者のプラスの側面であれば問題はありませんが、自社にとってマイナスとなるような一面を知ることもあり得ます。

例えば、面接では自社が第一志望と言っていたにもかかわらず、実際には他社が第一志望であった等の事実を親から聞く可能性があります。「オヤカク」にはそうしたリスクがあることも留意すべきです。

その他、親経由で、面接時に本人から聞いていた情報とは異なる事実を知った結果、内定を取り消したいと考える場合には注意が必要です。具体的事実関係にもよりますが、判例上、内定取り消しは、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実を理由とするもので、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものに限られると解されており（大日本印刷事件 最高裁二小 昭54. 7.20判決 民集33巻5号582ページ）、採用内定後に見つかった新たな事実は、確実な証拠に基づく等の事由が必要と考えられています（オプトエレクトロニクス事件 東京地裁 平16. 6.23判決 判タ1163号226ページ）。

そのため、親等の家族を介して内定者の新たな事実を知った場合であっても、その事実が確実な証拠に基づくものであるか、また、内定取り消しが客観的に合理的と認められ、社会通念上相当として是認することができるものであるかを慎重に検討し、判断する必要があります。単に採用選考時に聞いていた情報とは異なる事実が明らかになったことのみをもって、安易に内定取り消しを行わないように十分に注意してください。判断に迷う場合には、内定取り消しを行う前に専門家に相談することをお勧めします。

労働法の基礎 Q & A

相談室 Q&A (3)

人事管理関係

Q

地震注意情報や地震警戒情報が発表された場合、
会社はどのような措置を取るべきか

2024年8月、南海トラフ地震発生の危険が高まったとして、一定の地域に地震注意情報や地震警戒情報が発表されました。当社は該当の地域に複数の店舗を運営していますが、当社の営業エリアで地震に関する注意・警戒情報が発表された場合、休業等の対応を一切取らない中で万一地震が発生し、従業員が店舗で被災した際には、会社として何らかの責任を負うのでしょうか。また、仮に発表を受けて休業した場合、手当等を支払う必要はあるのでしょうか。適切な措置についてご教示ください。

(東京都 M社)

A

事前に策定した対策計画や発表時点の状況に応じて合理的に判断した結果であれば、従業員が被災した場合でも使用者が責任を負う可能性は低い。休業手当についても同様に使用者が責任を負う可能性は低い

回答者 小池啓介 こいけ けいすけ 弁護士(弁護士法人高井・岡芹法律事務所)

1.地震注意情報・地震警戒情報とは

令和6(2024)年8月8日、宮崎県南部で最大震度6弱の地震が発生しました。同日、気象庁が発表したのが南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」です。これは、平成14(2002)年に成立した「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づいて初めて出されたもので、「監視領域内において、モーメントマグニチュード(編注:地下の岩盤がずれ動いた面積と量、岩石の硬さを基に地震を起こす力[モーメント]を揺れの波形全体を見て計算したもので、地震を起こす力の強さや規模を示す)7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)」または「想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合」に発表されます。

この「巨大地震注意」は、対象地域の住民に対して具体的な行動を求めるものではありませんが、「想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価

した場合」に発表される「巨大地震警戒」の場合は、発表時に市町村から避難指示が発令されることになっており、住民は地震発生から最短1週間の避難を継続することが求められています。

そのため、「巨大地震警戒」が発表された場合は、対象地域内の企業は、「通常通りの企業活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、それを回避するため、避難指示に従い避難する等の措置を検討する必要がある」とされています(内閣府「防災担当」「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」令和3年5月〔一部改訂〕)。

また、「社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業等については、必要な点検等を確実に実施する」とされています(同ガイドライン)。

なお、上記ガイドラインには、「地方公共団体及び指定公共機関、並びに病院、劇場、百貨店及び旅館等の不特定多数の者が利用する施設、並びに石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理

又は取扱いを行う施設を管理・運営する者等」を対象とする個別留意事項についても記載されており、参考になります。

2. 企業における店舗での対応

使用者は従業員に対して安全配慮義務（労働契約法5条）を負っていますが、この義務は、大地震のような天変地異が発生した場合でも免除されるものではありません。発生した天変地異の状況により、使用者が講じることができる現実的な手段が少なければ、使用者が安全配慮義務に違反したと評価されるケースも少なくなるという関係にあります。対策計画の制定や避難訓練といった対応を全く講じていなければ、安全配慮義務に違反したと評価される可能性は高まることになります。

そのため、どのような場合に店舗を休業するか、従業員の安全をどのように確保するかについては、行政や自治体が公表している危険情報（津波やがけ崩れの危険度など）、災害の種類・程度（震度に応じるなど）、店舗の立地（海沿い・川沿いか、山沿いかなど）、従業員の数・配置・障害の有無などを勘案して、あらかじめ合理的な対策計画を定めておくことが必要です。

そして、そのような対策計画に基づいて、かつ、実際に発生した災害の状況に基づいて、営業継続・休業の判断をしたのであれば、仮に従業員が大地震により被災した場合でも、使用者が安全配慮義務に違反したと評価される可能性は低くなると考えます（安全配慮義務違反の否定例として、第七十七銀行[女川支店]事件〔仙台高裁 平27. 4.22判決 労判1123号48ページ〕等、肯定例として、私立日和幼稚園事件〔仙台地裁 平25. 9.17判決 判時2204号57ページ〕等）。

なお、店舗営業中に被災した従業員については、労働災害と認められる可能性が高いため（「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」平7. 1.30 事務連絡4、都道府県労働基準局労災主務課長あて労働省労働基準局補償課長通知）、労災保険制度により療養補償や休業補償等の給付を受けることができるでしょう。

3. 休業手当について

民法は、契約上の一般原則として、「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない」と定めています（同法536条2項前段）。労働契約においては、使用者の責に帰すべき事由によって労働者が労務を提供することができなかった場合、使用者は賃金を全額支払う義務があるということになります。

これとは別に、労働基準法は、使用者に対し、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合」に、労働者に対して平均賃金の6割以上の休業手当を支払う義務を課しています（同法26条）。

どちらも同じ「責（め）に帰すべき事由」という文言を用いているため分かりにくいのですが、判例上、民法の文言は、「故意・過失またはこれと同視すべき事由」を意味するもの、労働基準法の文言は、それよりも広く、使用者側に起因する経営・管理上の障害を含むものと解釈されています（ノースウエスト航空事件 最高裁二小 昭62. 7.17判決 労判499号6ページ）。

そうすると、「巨大地震警戒」が発表された場合は、対象地域内の市町村から避難指示が発令されますので、使用者がこれを受けて対象地域内の店舗を休業するという判断をしても、民法上・労働基準法上のいずれも使用者の「責（め）に帰すべき事由」による休業と評価される可能性は低いと思われる。

これに対し、「巨大地震注意」が発表された場合は、使用者自身の判断により休業するかどうかを判断することになりますが、安全配慮義務違反と同様に、事前に策定した対策計画や発表時点の状況に応じて合理的に判断した結果であれば、民法上・労働基準法上の使用者の「責（め）に帰すべき事由」によるものではないと評価されるものと考えます（いすゞ自動車[期間労働者・仮処分]事件 宇都宮地裁栃木支部 平21. 5.12決定 労判984号5ページ参照）。

全国47都道府県の求人・人材支援

企業と人材を結ぶエキスパート

産業雇用安定センターは、国及び経済・産業団体の協力により設立された人材の出向・移籍（再就職）の専門機関です。

産業雇用安定センターは厚生労働省、経済・産業団体や連合などとの緊密な連携のもとに、全国ネットワークで「失業なき労働移動」の課題に取り組み、設立以来約25万人の就職を実現している公的機関です。雇用保険料を財源としているため、ご紹介にかかるサービスは無料です。

6つの
取り組み

「働く」と雇用をサポート

1 離職する従業員の方の再就職をサポート

無料

事業縮小など様々な事情により、離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中から再就職活動をサポート



マンガ
再就職支援

2 人材を確保したい企業をサポート

無料

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験など、ご要望をお伺いした上で人材をご紹介

3 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート

無料

在職者や離職後1年以内の方（60歳以上）で、もっと働きたい方の再就職をサポート。キャリアチェンジ・新しい働き方など様々なセカンドキャリアをご提案



マンガ
キャリア人材バンク

4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

無料

一時的に雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るため、在籍しながら外部の会社などに出向することをサポート

5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート

無料

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員の自発的なキャリアアップを希望する出向をサポート

6 研修やセミナーで社員のスキルアップをサポート(有料)

質の高いセミナーをリーズナブルな価格でご提案
新入社員研修やコミュニケーション、コンプライアンス研修など、オーダーメイドで対応

 公益財団法人 産業雇用安定センター 徳島事務所

〒770-0841 徳島市八百屋町 2-11 ニッセイ徳島ビル 5階

TEL 088-626-9511 FAX 088-626-9512



～会員拡大についてお願い～

ご案内のとおり、当協会におきましては、今後さらに事業活動を充実、発展させるため、会員増強運動の展開と組織基盤の強化を図っているところであり、これまで当協会に未加入の優良企業のご紹介をお願い申し上げているところですが、さらに、本活動の実効を高めるために下記の活動を展開いたします。

是非ともご理解ご協力の程どうか宜しくお願いいたします。

記

「1会員1社会員紹介運動」

ご紹介いただいた会員企業様には、当協会会報への広告掲載を無料でさせていただきます。

～徳島経協会報への広告掲載を募集～

当協会会報におきましては、会員企業様に対して当協会関連の活動内容やタイムリーな情報伝達誌として、定期的に発行させていただいております。今後もより会員企業様のお役に立てる情報誌として、内容充実をはかる努力をまいります。

つきましては、新たに当協会会報誌への広告掲載を下記の通り募集させていただきます。

是非ともご理解ご協力の程どうか宜しくお願いいたします。

記

「徳島経協への広告募集」

- 次回発行 … 令和7年3月中目途
- 価 格 … (A4版1ページ：1万円)
(A4版1/2ページ：5千円)

迎 春

徳 島 県 経 営 者 協 会

名誉会長	柿内 慎市
会 長	林 香与子
副 会 長	板東 豊彦
副 会 長	高畑富士子
副 会 長	鳥井 勝浩
副 会 長	中村 晃子
副 会 長	川上 一郎
専務理事	脇田 亮



編集発行

徳島県経営者協会

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館3階 (KIZUNAプラザ)

TEL (088) 625-7701 FAX (088) 625-7898

URL <https://www.tokushima-keikyo.com> E-mail t-keikyo@tokushima-keikyo.com